

## 科学者委員会 知的財産検討分科会（第4回）議事要旨

1. 日時 平成21年10月29日（木） 13:00-15:00
2. 会場 日本学術会議 5-C(1) 会議室
3. 出席者：藤嶋委員長、野本副委員長、隅蔵幹事、渡部幹事、古川委員、  
入江委員、松本委員、長岡委員  
(欠席：笠木委員、佐藤委員、須田委員、永井委員)  
事務局：古西参事官他
4. 議題：
  - 1) 前回議事要旨（案）の確認
  - 2) 報告書（提言Ⅰ）案について
  - 3) その他
    - ・シンポジウム等について
5. 資料：
  - 資料1 前回議事要旨案
  - 資料2-0 知的財産検討分科会の活動と提言（案）
    - 2-1 報告書（提言Ⅰ）取りまとめに向けた検討
    - 2-2 論点整理
    - 2-3 報告書（提言Ⅰ）取りまとめに向けたスケジュール（案）
  - 資料3-1 シンポジウム「学術コミュニティと知的財産制度」（案）
  - 3-2 シンポジウム「学術コミュニティと知的財産制度」の開催  
について（平成21年10月19日 第83回幹事会配布資料）
  - 資料4 今後の進め方について（案）  
  - 参考1 委員名簿
  - 参考2 大学の知財力：技術の不確実性を削減する組織的能力として
  - 参考3 科学者委員会知的財産検討分科会報告  
[平成21年10月19日 総会配布資料]
6. 議事
  - (1) 開会
    - ・委員12名のうち7名が現時点で出席、成立している。
  - (2) 前回議事録の確認
    - ・前回の議事録を確認した。
  - (3) 報告書（提言Ⅰ）案について
    - ・排他的権利と、公益的利益が対立している。著作権でもそのような対立があるが、特許のほうが大きい。⇒そのことも書き込む。
    - ・前提は、特許権だけでなく著作権も入れて、知財制度全般について書いたほうがよい。
    - ・パリ条約は、内外無差別が重要。これも書き込む。
    - ・科学者から見ると、発明者が誰かということを開示させる機能もある。個人の権

- 利を重視した法体系であることを書いたほうがよい。
- ・バイ・ドール法は特許法の話ではなく、国有財産を発明者にあげる、という考え方であり、特許法と切り離して考えたほうがよい。
  - ・防衛特許は特許制度が始まったところからある。最近その傾向が強まっているか。
  - ・パブリック・ドメインに開示すべきアカデミアの機能を侵しつつある、というのは書きすぎではないか。⇒齟齬が生じる状況が生じる、と書くか。
  - ・日本の民間の技術者は論文を書いている。特許をとることで、民間の技術者も、サイエンスに参加できる、という面がある。大学の先生に関しては、特許をとるために論文の発刊が送れることもあるだろう。
  - ・(特定の発明について)特許にしなかったから良かった、ということをよく聞く。アカデミアにはそのような認識が大きい。これに対してどのような立場で臨むか。
  - ・「鈴木リアクション」についても、特許にしなかったから世界中に広まった、と発明者がおっしゃっていた。
  - ・出願だけして審査請求しない、ということもありうる。無償でもライセンスされれば自分の技術がどのくらい使われているかをモニタリングすることもできる。
  - ・著作権の世界ではコピーレフトの考え方がある。
  - ・大学の先生は、特許をとってそれを宣伝材料として奨学寄附金をもらう、ということをしている。これは本来の機能ではないが。
  - ・総合科学技術会議のリサーチツールのガイドライン、NIHのガイドラインは、特許をとることは勧めないが必要に応じて特許を取るべきだ、というスタンスである。
  - ・特許があるから利用が進んだという人と、特許があったから利用が進まなかった、という人とが、アンケートの結果、いた。この拮抗をどのように考えるべきか。⇒これも本文の中に入れていく。
  - ・大学が、特許をとるべきものと特許をとるべきでないものの仕分けをきちんとしなければならない。
  - ・野依先生はかなり特許を取っていらっしゃる。
  - ・プロパテントの流れがこれまであり、科学者サイドとしてそれでいいのかを考えるというのが今回の命題である。産業技術にどこが一番近いか、というと、医学や工学が一番近い。最近はパラレル・イノベーション・システムが出てきたので、理学や薬学も関係が深くなっている。今回の提言の主たる対象は、医学・工学・薬学などの産業技術化されるところに近いところにいる研究者だと思う。
  - ・精神としては、発明を広く社会に広めることを重視すべきである。発明者の権利を保護してビジネス化することが強調されるべきではない。このような点をきちんと合意しないと、日本の大学における産学連携活動が単なるお金のばら撒きになってしまう。第二期以降になると、国の競争力を強化するためにイノベーションにつなげなくてはならない、ということが強調されている。その結果、特許、特許、ということになっている。このような動きへの反省を、今回の提言書で出せるとよい。
  - ・グループで行っている研究をどう捉えるか(特許化の必要性の前で、アカデミアの自由な情報流通をどのように担保するか)、環境などの大きな命題についてどう考えていくか、ということを考えるべき。

- ・今の先生方は、特許を取って金儲け、ということに目が向きすぎている。
- ・論文を書くと同時に、特許を取って企業に使ってもらい製品化してもらおう、ということをしてきた。特許を取っているとそのプッシュができる。
- ・理学と工学ではアプローチが違う。サイエンティフィックな人は、まず論文ありきである。国費を使うのであれば、安全・安心や社会貢献を考えるべき、という議論はもちろんある。一方、応用に近いことをやっている人は、プロジェクトの提案をするときに、国の競争力にいかん資するか、ということを書かないといけなくなっている。そのような流れでよいのか、ということを書くのが、この提言書ではないか。
- ・工学系は、一年後に役立つかどうかを考えて企業と組む。理学系とは時間のスケールが異なる。
- ・権利を重視した考え方を大学に当てはめると、齟齬がある。大学の研究というのは活用されてはじめて意味がある。
- ・中国の知的創造サイクルは、創造⇒活用⇒保護 になっている。
- ・分野が違くと状況が違う、ということを書くことも必要。
- ・誰が発明した、という名誉権を与えるという意味もある。
- ・特許を持っている人に強い排他権を認めるか、強制実施権を緩やかに認めるか。
- ・アンケートを見ていると、必要がないのに特許をとってしまうと活用が阻害されるので、大学がもっとマネジメントしろ、という意見がある。
- ・職務発明の対価は compensation であるが、インセンティブになっていない、という問題がある。
- ・35 条が強行法規なので、雇用契約の時点で自分の発明をすべて企業にあげるといふ包括的な契約ができない。民法の専門の方からすると違和感があるようだ。
- ・自由な契約であればいいが、国が対価の支払を強制しているのは問題。
- ・活用というのは、決してライセンスだけではない。お金が入ってこない活用というのもありうる。
- ・論文だと、引用件数などで評価する。技術は、特許のようにお金に換算しないと、評価する方法はないのか。
- ・特許を共有している相手が何をしているかは把握することができない。
- ・コモンズについては、使用頻度をカウントする方法がない。フリーソフトウェアのダウンロードのように、なるべく連絡してくれ、ということにするしかないだろう。
- ・特許でお金が儲かった人は大学では、いないようだ。むしろお金がかかって損をする。
- ・開発への投資が多額にかかる場合に、特許を取ってそれを独占的にライセンスすることにより、その投資を確保するという意味がある、ということも入れるか。
- ・特許を企業と共同で取って見返りに研究費をもらう、ということが一番よく行われている。
- ・単なる特許登録件数だけで評価するのはよくない。科研費の評価などでも。
- ・質は問わずに特許の数を増やすことだけを考えているケースがある。
- ・実際に大学人が取った特許で巨額の見返りがあったケースがない。
- ・特許も引用データがある（米国はそうだし、日本でもできるようになっている）

ので、これから利用されるようになる。

- ・ 発明者の意見として、特許がどのくらいダウンロードされたかをカウントして公表してほしい、という意見があった。
- ・ 国際特許を、どう書くか。国際出願すべきかどうか、見極めが重要という観点はある。
- ・ 基本的な特許をとって国際的に出願して日本の国力を高める手段としてほしい、ということはある。
- ・ 30条のグレースピリオドについても書き入れるべき。
- ・ 単にライセンス料や収入が高くなるという理由だけでライセンスや譲渡の方針を決めるべきではない、という文脈で、パテントトロールのことを書くとよいのではないか。
- ・ 専門委員制度については、業績評価に組み込むなどの事を行って制度を良くしていく、というスタンスで書く。
- ・ 妥当でない鑑定をする人を排除するためには学術会議としてどうするか。開示する、というのが一つの方法。各学会で相談窓口を作るべき、という意見もある。
- ・ 鑑定だけでなく、コマーシャルで〇〇博士推薦、などが科学的に問題のあるものである可能性がある。一緒に扱えるか？
- ・ 対応部署は、必要があれば、どこどこが検討することを望みたい、という形で本文中に入れていく。あとは検討のための資料にとどめる。
- ・ 国立大学法人化後に特許出願がどうなったか、米国との比較、なども入れては。
- ・ 日本、中国、米国、欧州、それぞれの出願人がどの国に出しているか、といったことがわかる図を入れるとよいのではないか。世界に対してどのような働きかけをするか、ということにつながる。
- ・ 学術会議としての立場は政策立案に資することである。国策としては、知的財産本部を作り大学として特許を一元管理する、流通させるためにTLOがある、ということが行われてきた。TLOは、東大TLOはきちんと成り立っているが、9割がたは成り立っていない。このような問題を学術会議として指摘するか。
- ・ 利益相反・責務相反の問題。7-8年前に文部科学省で委員会がレポートを出した。現場では、ガイドラインが守られるかということではなく、競争力強化に資する研究に手を上げるようにいわれている。本来の責務と、民間とタイアップして成果を出すことが、相反しているケースが多い。自由に学術を学べる立場にある学生が巻き込まれているケースもある。このようなことに言及すべきか。
- ・ 東大先端研では、弁護士と会計士を雇い、問題があるときは指摘し、その指摘に従うときはよいが、指摘に従わなかったときは利益相反委員会に上げる、ということをしてきた。
- ・ ベンチャー企業と連携するために研究の内容がゆがめられる可能性がある場合、兼業をやめるよう勧告する、等の場合がある。兼業は何年かはよいが、それ以上はやめたほうがよいと勧告する、などのこともある。
- ・ 産学連携は推奨されるべきだが、Integrity（大学の尊厳）をゆがめるような行為はやめたほうがよい、というスタンス。

- ・公開かつ自己責任、ということに、最後にはなるのではないか。
- ・学生を発明者に入れたいということを組織で決めているところがある。今まで文句が出ないからよい、ということで済ませているが、問題がある。
- ・こうしたことについて、詳しく書くと大部になるのでできないとしても、言及はしておくほうがよい。
- ・TL0 がうまくいっていない、というデータはあるか。⇒経済産業省にあるのではないか。
- ・知的財産本部をもてない弱小の大学がある。地域の TL0 のような形でやっているところもある。知的財産本部と TL0 のきりわけがうまくいっていない例もある。しかしここまで述べると踏み込みすぎではないかとも思う。
- ・TL0 は自治体競争のように作られたという面がある。

#### (4) 今後の進め方について

- ・取りまとめスケジュール（資料 2 - 3）
- ・会員・連携会員より外に提言案を出すためには、少なくとも幹事会に出してから出すべき。シンポジウムでは、骨子を出して、それに対して意見を求める、ということをしていただきたい。
- ・本来、幹事会の了承の後に意見を聴取することになるが、そうでない場合は、ウェブサイトに、トップページからリンクしない形で載せる、ということも可能（日本の展望委員会でやっている。あまり推奨される方法ではない）。メールに添付ファイルでつけることもできる。
- ・連携会員 2200 名おられるので、フィージビリティがあるかどうか疑問。会員（200 名強）であればフィージビリティがあるのではないか。論点を問いかけるようなものにしてほしい。こういうことを分科会として考えていて、一研究者としてこういう問題についてどのように考えるか、というようなもの。パブコメ形式である必要はない。  
⇒会員の方々に、メール添付ファイルで送り、ご意見を伺うのはいかがか。
- ・シンポジウムの際には、知財全般について、論点を提示して問いかけるとよいのではないか。

#### (5) シンポジウムについて

- ・パネルディスカッションに関しては、論点の流れを隅藏委員があらかじめ作ってパネリストの先生方に送る。
- ・アンケートを出していただいた学会に案内を送る。
- ・隅藏委員から須田委員にパネリストの依頼を連絡する。
- ・シンポジウムのタイトルは「学術コミュニティと知的財産」。「制度」はとる。
- ・後援団体へは隅藏からメールで打診し、必要があれば学術会議事務局からも公文書を送る。（必ず送らないといけないというものでもない）

#### (6) 今後の予定

- ・次は 12 月 14 日（月）13：00 - 14：30、その次は 2 月 3 日（水）15：

00-17:00である。

(7) 閉会